

日本消化器内視鏡学会認定 消化器内視鏡技師制度規則

第1章 総則

第1条

本制度は消化器内視鏡診療の進歩と普及にともない、一般社団法人日本消化器内視鏡学会(以下「本学会」という。)の指導のもと、医学基礎知識と内視鏡の専門知識と技術を備え、かつ積極的に消化器内視鏡業務(第12条)に従事する消化器内視鏡技師を養成し、学識技能の優秀なものを資格認定し、消化器内視鏡診療及び研究の円滑をはかることを目的とする。

第2条

消化器内視鏡技師とは、前条により資格認定され、医師の監督指導のもとに消化器内視鏡業務に従事するものをいう。

第3条

本学会は本制度に基づいて、消化器内視鏡技師を認定し、登録する。

第4条

本学会は本制度の設立、維持と運営のために、本学会技師制度審議会(以下「審議会」という。)を設け、認定するための諸規則を定める。

2. 前項に定める審議会の委員構成は、担当理事、委員長及び委員とする。但し、必要に応じて、副委員長及び顧問を置くことができるものとする。

第5条

審議会は消化器内視鏡技師を学術審査するため、技師試験委員会(以下「試験委員会」という。)を設ける。

2. 前項に定める試験委員会の委員構成は、担当理事、委員長及び委員とする。但し、必要に応じて、副委員長及び顧問を置くことができるものとする。

3. 前項に定める委員は、本学会が規定する支部の分布に基づき、各支部別に委員を選出する。

第2章 認定項目並びに認定規準

第6条

認定規準は次の通りである。

消化器内視鏡技師とは、看護師(助産師・保健師含)、准看護師、臨床検査技師、臨床工学技士、診療放射線技師、衛生検査技師、薬剤師のいずれかの医療関連者法定免許を有し、資格認定試験に合格した者をいう。

第3章 受験資格と申請

第7条

資格認定試験の受験資格は、第6条に定めたいずれかの法定免許を有する者とする。また、受験する者は、次の各号の申請書類を本学会理事長宛に提出しなければならない。

(1) 願書

(2) 本学会専門医が従事する内視鏡室(試験委員が認めた施設を含む。)で2年以上の実務経験の証明書

(3) 試験委員会が別に定める内視鏡に関する所定の講義を受講した証明書

(4) 消化器内視鏡技師研究会・技師学会およびその各支部地方会に2回以上出席したことの証明書(写)

(5) 本学会専門医による受験申請の推薦書

(6) 本学会専門医が従事する内視鏡室における一般消化器内視鏡介助の年間実績証明書

(7) 法定免許書(写)

(8) 本学会支部長の承認する内視鏡機器取扱い講習会受講証明書(写)

第4章 資格認定方法

第8条

試験委員会は、技師認定試験実施要領を本学会ホームページ及び日本消化器内視鏡技師会会報に掲載し、毎年1回資格認定試験を実施する。

第9条

審議会は申請書類を審査し、条件を満たした者に対して、前条に定める資格認定試験を行う。

第10条

資格認定試験に合格した者は、消化器内視鏡技師として登録し、本学会理事長は消化器内視鏡技師資格を認定する。

第5章 消化器内視鏡技師の業務並びに義務

第11条

内視鏡技師は指導医、専門医と常に密接なつながりを持ち、指導と助言をえて、自己の技術向上につとめ、所定業務を遂行できるよう心掛けなくてはならない。

第12条

消化器内視鏡技師の主たる業務内容は、厚生労働省・都道府県知事免許で認められた医療行為の範囲内で内視鏡及び関連器械の管理、補助、整備、修理あるいは患者の看護と検査医の介助並びに事務業務、検査予約、オリエンテーション、資料の管理保存及び関連業務などである。

第 13 条

消化器内視鏡技師は医師法が定める診療行為は行わないこと。

第 14 条

消化器内視鏡技師のその他の義務

- ①日本消化器内視鏡技師会(以下「技師会」という。)に会員として入会しなくてはならない。
- ②技師会が主催する内視鏡技師研究会や関連研究会などに出席または研究発表を行い、内視鏡技術を習得し、絶えず医学の進歩に寄与するよう勉学し、研究しなければならない。

第6章 消化器内視鏡技師資格の更新

第 15 条

消化器内視鏡技師資格は、別に定める消化器内視鏡技師資格更新規程により 5 年毎に更新しなければならない。

第7章 消化器内視鏡技師資格の喪失

第 16 条

次の各号のいずれかに該当する場合は、その資格を喪失する。

- (1)技師会の会費を2年以上滞納したとき
- (2)死亡したとき
- (3)正当な理由を付して消化器内視鏡技師を辞退したとき
- (4)眼の見えない者、耳のきこえない者、話すことができない者、精神病患者、著しい身体障害者、または覚醒剤・麻薬・大麻若しくはアヘンの中毒者などに該当するとき
- (5)反社会的行為、刑法にふれる行為、起訴された場合や本制度の主旨または規則に反する行為などがあつたとき

第 8 章 本制度の運営

第 17 条

この規則は、理事会の決議により変更することができる。

第 18 条

この規則施行についての補則及び制度は、審議会の決議により変更することができる。

(2001 年 10 月 17 日改訂)

(2016 年 4 月 13 日改訂)

(2016 年 6 月 22 日改訂)

(2019 年 4 月 15 日改訂)